

第十九回 参議院建設委員会會議録第三十一号

昭和二十九年四月三十日(金曜日)午前
十時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 深川タマエ君
理事 石井 桂君
石川 榮一君
三浦 辰雄君

委員

石坂 豊一君
小澤久太郎君
島津 忠彦君
赤木 正雄君
田中 一君

國務大臣

緒方 竹虎君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設大臣官房長 石坂 二朗君
事務局長 菊池 璋三君

常任委員

常任委員 武井 篤君
常任委員 會專門員

説明員

建設大臣官 水野 岑君
房文書課長 宮内 潤一君
建設大臣官房 建設課長

建設大臣官房

建設課長

本日の會議に付した事件
建設機械抵当法案(内閣提出、衆議院送付)

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

建設省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(深川タマエ君) 只今より建設委員会を開会いたします。

都合によりまして、建設省関係諸法令の整理に関する法律案の提案理由の説明並びに逐条説明を先に承わりたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようでございますから、さう決定いたします。政府の方御説明下さい。

○政府委員(南好雄君) 建設省関係諸法令の整理に関する法律案の提案の理由及びその概要について御説明申し上げます。

本法律案は、建設省関係諸法令のうち実効性のなくなつたもの及び事務を簡素化すべきものについて所要の改廃を行うことを目的とするものであります。即ちすでに実効性のないもの、又は存在の意義がなくなつたものについて廃止の措置をとると共に、水防法及び建築基準法の二法律について必要な改正を行い、事務の簡素化を行うことにいたしましたのであります。

この法律案の概要を述べますと、第一に三件の法令を廃止することにしたしておりますが、これらの法令はすべてすでに死文化しているもの、又は存在の意義が消滅しているものでありまして、廃止いたしましたも全く支障のないものでございます。

次に事務の簡素化のための法律改正といたしまして水防法と建築基準法の改正がありますが、水防法の改正で

は、現行法によりまゝすると都道府県知事の樹立するすべての水防計画について建設大臣の承認と国家消防本部長への報告を要することになつておるのであります。二以上の都府県に關係する水防計画についてはこれらの手続を要することになりました。建築基準法の改正では、都市計画区域内におきまざる建築物に關し都道府県知事が指定いたします区域のものについて建築主事の確認を不要とし、建築主の工事着工又は除却の場合の届出義務を建築主から工事施行者等の届出義務に切換へまして、事務の簡素化を図つたものであります。

以上、建設省関係諸法令の整理に関する法律案の提案の理由及びその概要について御説明申し上げたのであります。が、何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○政府委員(石坂二朗君) 只今政務次官より提案理由の御説明を申し上げました建設省関係諸法令の整理に関する法律案につきまして逐条的に御説明申し上げます。先ほどの提案理由の説明の中で大体おわかりのことと考えますので、簡単に御説明申し上げます。

先ず第一条、これは水利土功及び學事に関する會議存続の件と道路法中特例に關する法律の二法律は、現在全く実効性を喪失してございまして、又空中写真の利用等に関する政令は、現在行われてはおりませんけれども、実質的な存在意義はありませんので、この際廃止しようとするものであります。

第二条、これは水防法について従来都道府県の水防計画を定めます場合には建設大臣の承認を受け、且つ承認を受けた水防計画を国家消防本部長に報告しなければならなかつたのを、二つ以上の都府県に關係する水防計画についてはのみ建設大臣の承認を受けることにすると共に、国家消防本部長への報告を要することとしまして、事務の簡素化を図ることとしたのであります。

第三条、これは現行の建築基準法によりまゝと、第六條第一項第四号により、都市計画区域内における建築物について建築しようとする場合には、すべて建築主事の確認を要するのでございしますが、今回都市計画区域内でありましても、市街化が當分予想されないような地域につきましては、都道府県知事が都市計画審議會の意見を聞いてその区域を指定することとしまして、その指定された区域内にかゝるものにつきますことは確認を不要とし、確認を要しないこととしまして、又現行法の第十五條によりまゝと、建築物の工事着手又は除却の場合において建築主が都道府県知事に届出の義務がありますので、今回工事施工者等の届出の義務に切替へまして、事務の簡素化、事務の便利になりますことを図つた次第であります。

以上で逐条説明を終ります。

○委員長(深川タマエ君) 御質問がございしましたら順次御発言願ひます。

○田中一君 第三条の建築基準法の改正の中で今御説明があつた都市計画区域内で市街化が予想されないような地域というものを具体的に言ふとどういふ、東京なら東京の場合にどういふ所を予想してございませうか。

○説明員(水野岑君) 都市計画区域内におきましても田舎の部分が相當入つて来る場合が考えられるのでございまして、そういうような田舎のような地帯におきまして建築物の着工をするとか、こういうような場合におきましては、確認申請という手続はこれをまあ不要にいたしました。簡素化を図らうという趣旨でございまして、具体的に東京都内はどういう箇所かというお尋ねでございますが、只今私のお答えすることができませんが、御承知の通り最近市が非常に誕生いたしております。合併町村が非常に殖えまして市が非常に多くなつたりいたしておりますので、相当田舎の部分が入つて来るものが考えられますので、そういう場合におきましてはこういうような確認申請、確認手続というものを省略して便宜になるようにして行きたい、こういう考えでございまして。

○田中一君 現在この當委員會で準備審査中の土地區画整理法案、これに關しましても衆議院においては農林關係から相當意見が出てゐるわけですが、これはなぜか申しますと、これにやつぱり關連するのですが、町村合併を促進して參つておる過程において、各都市の八〇％が農耕地である、市街地は二〇％しかない場合、これは相當想定されるのですが、こういうものに対し

まして若しも都市計画審議会の意見を聞いて指定いたしますと、或いは全部が市街地と、都市計画区域になり勝ちなんですね。そういう点で非常に農林関係の委員のうちからは反対があるのです。そこでこの都道府県知事が都市計画審議会の意見を聞いてどういふ程度のもので除外例といふことも、都市計画区域の中に入つておつても、この部分はそれに準拠せんでもよろしいといふことになるのか。具体的に言つて、今言つた八〇%の農耕地、二〇%の宅地といふのは、その宅地の部分だけをここに都市計画として指定するわけじゃない。やつぱり都市計画全般とすれば、おおむね現在二〇%かたまつておれば、二〇%プラス一〇%、三〇%ぐらいを一応かけて行くといふ考え方で都市計画の指定をすると思うのですが、近接の町村から見るとどういふ場合にどういふ形で除外するかどうかといふことを考えられたらと思うのですが、このモデル・ケースを示して下さい。

○説明員(水野孝君) 只今御例示がありました農耕地の部分が八割で市街地が二割であると、こういうような場合に、この地域を指定して確認申請を不要にするのかというお尋ねでございますが、そういう面一的な基準で必ずしもやるわけには参らないと思うのでございまして、仮に現在八割程度が農耕地でございまして、近い将来にそれが市街地化するといふようなことが予想される場合もあるのをごさいます。要するにその市町村の実情に応じまして、近い将来市街化したされるのかどうか、そういうことを検討いたしまして、この建築主事の確認申請を不要にするといふことをきめるべきだと考えるのでございまして。一番極端な例でございますが、市街、この都市計画区域内には一応入つておるけれども、或る部分に、少し離れた部分に非常に山のやうな地帯がある、こういうやうな地帯におきましてたま／＼家を一軒、二軒、非常に少数の家を建てる。こういうやうな場合におきましては、これは明らかに市街化されないといふやうな場合も、将来当分の間市街化されないといふことがあると思ひますので、そういう場合におきましてはこれは建築主事の確認申請を要しないといふことにするのでございまして、その実情をよく考えまして、当分もう市街化されないといふやうなことをよく判断して参りたい。まあ都市計画審議会の意見を十分その際にお聞きいたしまして、慎重に一つきめて参りたい、こういうつもりでございまして。

○田中一君 それから現行の第十五条による建築物の工事着手、除却の場合の届出義務を施工者にさせるのですか、これは基準法前の市街地建築物法ですか、これではどうなつておりますか。

○説明員(水野孝君) 私ちよつと記憶いたしておりませんが、あとで又御連絡申上げたいと思ひます。私の今記憶いたしておりますところは、現行法と同じやうに建築主が出すといふことになつておると存じております。

○田中一君 施工者がやつても弊害がありませんか。例えば不良な施工者ですと、建築主の意思を聞かないで身勝手なまねをするといふやうなことになるませんか。

○説明員(水野孝君) 田中委員の御指摘のやうに確かにそういう心配もあるかと存じます。要するにこれは私も啓蒙と申しますか、こういう建設、建築業者や除却をする業者に対する指導といふものをよくやりまして、そういう間違ひのないやうに十分事前に指導いたしまして、又啓蒙をいたしまして、これが御承知の通りこの届出が建築統計の基礎になりますので、十分一協力願ひやうにできるだけの努力をいたして、間違ひなきやうにいたして参りたいと思ひます。

○田中一君 現在の施工者というのは届出になつておりますね、認可制でしかなく、これは……、届出制ですね。そうすると非常に不良な業者もいるわけなんです。この監督は十分できまつか……、ついでに伺ひたいのですが、施行主の意向を汲んだ……、書式ですな。これに対しては施行主の判こも付けて施工者が届出をするかどうかですね。いわゆる施行主の意思が反映しない場合にはどうするかということなんです。

○説明員(水野孝君) 私の説明も少し足りない、不十分だつた点もあると思ひますが、建築業者から届出する場合におきましては、建築主の意思と違わないやうに十分考えることは勿論必要でございまして、只今お話のありましたやうに建築業者が届出する場合に建築主の判を取る、こういうやうなことは考へて参りたい。で、この建築業者が届出をする様式なんかきめまして、そうしてその欄に建築主が判を捺す、こういうことは十分考へて参りたいと存じております。

○田中一君 それからこの第一条の空中写真の利用というのは、これは例の駐留軍から借りているやつですか。

○説明員(水野孝君) さうでございます。

○田中一君 これはもう当然廃棄されるのが望ましいと思つておりますから、これに対しては質問ありません。

○田中一君 水防法の施行に当つて、一都道府県の場合は消防庁にも届出の義務がなくなるわけですか。

○説明員(水野孝君) 一都道府県の場合におきまして、只今の規定によりましますと、建設大臣の承認及び国家消防本部長への報告を要することになつておりますが、両方とも省略いたすと、こゝろでございまして。

○田中一君 今までは非常に煩雜で、そのために何か不都合な場合があつたのですか。

○説明員(水野孝君) 只今の御指摘のやうに、非常に不都合な事態があつたといふやうな事実はございせんが、できるだけ事務を簡素化すると、こゝろいふやうな趣旨からいまして、一都道府県内の問題であると、こゝろいふ場合におきましては都道府県知事に責任を持つて水防計画を樹立して頂く。それからなおこの水防法を立案しました際におきましては、不慣れた都道府県の中にありますので、一都道府県内の水防計画でありまして建設大臣の承認を要することにしたしまして十分指導をして行きたい、こゝろいふやうなこともこの承認を要する一つの事由になつておつたのでございまして、水防法も施行されました年月がたちましたので、こゝろいふやうな承認を取ることによつて指導する、こゝろいふやうな

な必要性はなくなつたものと、こゝろいふやうに考へまして、又事務の簡素化を図ると、こゝろいふ趣旨から不要にいたしました次第でございまして。

○石川肇一君 この水防法の簡素化については別に異議あるわけではありませんが、水防計画の完璧を期して、一般の地元民に水防に関する熱意を持たせるといふことは、河川の維持管理上必要だと思ひます。特に災害が頻発して参りました現在の状況は、特に治山治水の予算の十分付かないといふ点等から災害は年々激化しておる状況であります。そこで昭和二十七年年度でありましたか、水防費の、いわゆる水防施設の費用として二億程度の予算を付けたのでございまして。それが二十八年度には削られてしまつた、こゝろいふことになつておる。要するに水防といふものに対する国家の関心が非常に薄くなつて来たといふやうに考へられるのであります。私どもは河川の維持管理は水防が第一であると思ひます。こゝろいふ観点から考へますと、この水防法の手続の簡素化も結構ですが、これがややもすれば財務当局の大蔵省方面で水防なるものを軽視して、いわゆる水防費に対する予算措置等を減るやうな傾向を持たれては大変だと思ひますが、これらについて建設省では何か配慮をなさつておられることがあります。特に水防に關して国家予算を或る程度まで出させる、こゝろいふ府県と協力をして地元民の協力を得て水防の完璧を期したい、こゝろいふ考へ方になつていらつしやいますかどうか。特に二十八年度、二十九年年度などは水防に対する予算を削られております。これらに対するお考へを一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(石破二朗君) 今回提案いたしました水防法の一部の改正は、政府全般的の各種の法令につきまして簡素化を図ろうという、その一部として実は建設省関係の分を提案した次第でございます。お説の通り、水防制度全体につきましてはいろいろの問題があるわけでございます。御指摘の通り水防がうまく行かないために災害が毎年多いという部分も相当ある。つまり水防活動をもっとしつかりやれば災害が相当減らし得るものと実は私も考えておる次第でございます。今度の改正とは別に、今国会には間に合いませんでしたけれども、近い将来に水防法については根本的な改正を加えて行きたい、かように考えております。

少しこれはやはり建設省の責任で考えなければいかん問題だと思えますけれども、本当に水防活動がうまく行くような仕組みを作つてやらなければ、大蔵省といえども所要の予算を出すことは決してやぶさかでないかと、私確信を持っております。

○石井桂君 この三条関係の建築基準法の改正の点は、私も内容は賛成なんです。ただどういふふうな改正するに当つての理由をお伺いしたいと思つております。建築基準法は昭和二十五年に制定されて、市街地建築物法三十数年の経緯をすつかり変えたものとして、その当時いろいろの理由を述べ立てられております。その中で主な理由の一つとして津々浦々までこの規定は適用するといふようなことが大きな旗印になつておるようになつております。僅か数年でこのいふふうに変えなければならぬといふようなことは二十五年にすでにわかつていたことなんです。三十年の経緯でもうその奥のほうまで手続させるのはむづかしい、非常に煩瑣だといふことはわかつていた。それをあえて二十五年に押切つたのですから、相当なやはり変える理由がなければおかしいと思つております。そこでその当時と今日どういふふうな理由で、何かこう客観的に情勢が變つて来たか。そういうことについてそれを先ず第一にお聞きいたします。

○説明員(水野孝君) 石井委員の御質問もだと思つてますが、先ほども私ちよつと説明の中で申しましたように、最近町村合併が非常に政府の政策として行われるようになりまして、新しい市が今日どん／＼できる。それから大町村がどん／＼できる。こういうふうな情勢になつて参りましたので、相当にやはり、通俗的な言葉で、田舎の地帯が相当入つて参つておるようでございます。そういうふうな情勢は、この建築基準法制定当時にはそこまで考えられなかつたのでございまして、最近のようになつた情勢を考慮すると、これが相当煩瑣になる。そういう情勢を考慮すると、確認申請をする側からいたしまして、又確認申請を審査し、石井委員も御承知の通り第七条による検査をする。こういうふうな検査をいたしますほうからいたしまして、非常に煩瑣になりますので、そういう点で簡素化を図つて行きたいという趣旨でございます。

○石井桂君 それでよくわかりました。それから更に一つ、この規定のいふ／＼な改正すべき点は、昭和二十五年からすでに三年有余を経過しておりますから、いふ／＼な改正すべき点が出て来ておると思つております。今回二カ所だけ改正されるように手続されたのですが、これは取りあへずの改正であつて、更に改正すべき点はどん／＼改正するといふふうなお見込でしょうか、どうでございますか、それを一つ。

○政府委員(石破二朗君) 回答いたします。これは先ほど御説明いたしました、水防法と同じような趣旨で、この際ちよつとでも簡素化できるものは簡素化しようといふような趣旨でこの改正法律案を出したわけでございまして、御指摘の通り建築基準法そのものにも、これは離れて、単に事務簡素化といふような見地ばかりでなしに、改正を要する点は相当部分あると思つております。それらの点につきましては將來必要なものはどん／＼改正して行きたい、かように考えております。

○石井桂君 この市街地建築物法当時市街地建築物法適用区域といふのがあつて、都市計画区域の中でも猪や何かが出て来るようなところは排除するようになつておつたわけなんです。二十五年に都市計画区域といふものを入れたのだから、猪や何か出て来るような山の中でも手続をしなければならぬといふふうな改められたのです。それは少くとも建築は人間の生活の用具であつて、最低限度憲法で保障されておるところの生活をするには、どんな山の中でもそういうふうにしなければならぬといふ大きな旗印があると思つております。そういう意味で都市計画区域といふものを入られて、更に地方長官や何か指定した場合、その都市計画区域外でも入れるような制度をとつたろうと思つております。そこで私は、指導精神だけは全国津々浦々まで及ばせる精神は変えないんだ、だから規定の適用はあるんだ。ただ手続だけは外すの

だ。こういうふうな解釈してよろしいのですか。

○説明員(水野孝君) その通りでございます。

○委員(長深川タマエ君) 御異議ないようでございますからさう決定いたします。

○委員(長深川タマエ君) 次に建設機械抵当法案の残れる総括質問を続行願いたいと思つておりますが、御異議ございませんか。

○委員(長深川タマエ君) 御発言願います。

○田中一君 政府に伺いますが、私はこの法案は純粹に政府から出たものでないようになつておるのです。一部は、非常に今後工事量も多くなる。電源開発工事も殖えて来る。従つて機械化が促進される。又されなければならぬ。こつと言つていますけれども、今現在の建設業者の実態といふものは、機械の飽和状態なんです。フルに動いてる機械は少いのです。そこで一部の業者が仕事がない、手持機械を少し資金化しなければならぬにあらぬといふような強い請願から立案されたものと思つております。一方政府は、今年は大分減りましたけれども、機械化の問題は政策の上に取り上げて予算も計上しておる現状ですが、実際に遊んでる機械と、それから動いてる機械といふものの比率はどうなつておりますか、お調べになつたことがありませんか。

○政府委員(石破二朗君) 機械の稼働の状況は、田中委員の御見解は、建設機械は飽和状態になつてゐるというお考えのようでありまして、私もさういふことは考えておりません。現在の建設機械の稼働状況、これはなかなか／＼つかみにくい点でありますけれども、民

○委員(長深川タマエ君) 御異議ないようでございますからさう決定いたします。

間におけるいわゆるこの法律で抵当権を設定しようと考えておりますように機械の稼働状況、これは大体的見当では八割程度は動いておるものじやなかろうか。役所の持つております分は若干それよりか能率は悪いと思ひます。まあ七割とかその見当が動いております。まあ二割なり三割なりまだ余裕があるんじゃないかという御指摘があるかも知れません。御承知の通り機械の中にはいろいろの種類がありまして、機械が毎日々々新しくなつて参りますし、工事の態様も又変つて参りまして、今ある機械といえども、それが必ずしもほかの工事に使へるものもありませんし、又機械を持つておつても、たま／＼工事を入札しても工事を取りそこなつたために手持の機械が遊んでおるといふようなこともありまして、八割動いておるといふことをお認め願へば、いろいろの関係で止むを得ず二割程度は休止するのだといふふうに考へて頂きたいと思ひます。

なほ一部の業者の要望でいろいろの考へたんじゃないか、こういう法案を作つたんじゃないかという御質問であります。申上げるまでもなく、我々のやつておりますことは、建設業界の意向をよく聞いて法律の立案をいたしておるのであります。我々が単に机上で考へたものではありませんが、業界の意見を十分取入れたものであります。御承知の通り去年の暮であります。中央建設業審議会の答申によりまして、こういう制度を作るようにやりました。要するに、一部業界だけの声とも思ひません。一部業界の声によつたわけでもありませんし、建設

田中先生がおつしやつたような旧式になつてしまつたとか或いは破損著しくてもうとも使へない、こういうつたようなものはないわけでありまして、だからそれを若し算入すると、例えば償却が済んでしまつて帳簿から落してもいい、こういうつたようなもので入れれば、私は百八十億じやきんのじやなかろうか。そういうものは調査のしようもないわけでありまして、従つて現在稼働し得る状況にあるものについて整備して、勿論動くための整備でございます。そういうものをちゃんと計算すれば、日本の多く建設機械を所有しておる者の言を総合して調査した結果は、大体八割程度は使用できる、動いておる、こういう結論を得ておる次第でございます。

田中一君 工作機械は除外するといふ御答弁でした。この間は……。

○説明員(宮内閣一君) さうです。

○田中一君 この機械化に平行して公共事業費その他は将来増大する見込であります。政府は電源開発工事というものが二十九年度並びに三十年年度にどのくらい増を示すか、減を示すか、統計をお持ちですか。

○説明員(宮内閣一君) この法律を提出するに当りまして、我々のほうとしてもでたらめの数字を出すわけに行きませんので、大体の工事量の推定ということは一応やつております。

それから中央建設業審議会において建設大臣の諮問に対して、こういう法案を準備することがよからうというところについていろいろ審議された過程におかれても、一応数年間の見通しを付けてやつており、その後この答申案を出しましたとき、即ち我々が本法の立案

に着手したときは、丁度まだ二十八年度の予算が執行されておつた。その当時において、大体二十九年年度における建設工事量の、而もそのうち請負に出される工事量というものはおおよそ六千億円前後、こういう観点に立つて資料を作成した次第でございます。

それから三十九年度以降につきましては、只今の電源開発五カ年計画等の第四年度に当る、そういうようなことで相当の規定をしておりますが、私どもといたしましては、少くともこの建設機械を使用する工事というものは減る虞れはここ数年は考えられんといふこと、それから従来むしろ人力に依存しておつたものを機械化に切り替へて、工期の短縮と工事費の節減を図るべきじやないか。

それから最近御承知の通り海外から相当建設費宛に工事をやらんかといふ引合が来ております。これらに対して実は建設業者の方々の御意見は非常に消極的でありまして、海外に出ようという気持が余り見受けられないのであります。その原因を聞いてみますと、一つには根本的に外国の事情というものがよくわからないということ、少くとも戦前或いは戦中とはいろいろな関係で物価或いは労務の実情も違つておるだろう。これに対する適確な資料が得られんかというところが一つであります。もう一つは、例えば国際入札に参加するといふような場合に、当然欧米の業者と比して著しく機械力において遜色がある。こういう点を先ず十分に改善するのでなければ、到底東南アジアに対する進出などは不可能である、こういう工合に考へておる次第でございます。

○田中一君 今ちよつとこの資料で二十九年年度以降の工事量の増といふものを説明して頂きたいと思ひます。丁度電源開発会社が動き上つてから多くの土木業者は機械化の面に相当資金を固定しておるの事実なんです。これは名前を挙げるわけには行かないが、たくさんの方々の会社は相当量の機械を持込んでしまつて、もうどうにもならん会社が多いのです。で、今、将来の工事量を見込んで償却といふものをどのくらいに考へておるのですか。

○説明員(宮内閣一君) この償却関係といふのは非常にむづかしいのでございますが、勿論機械を買入については適宜に償却をしなければいけません。そこで御承知の通り政府におきましていろいろな税制の問題におきましては、この電源開発、それから河川、道路等の工事に使うこの建設機械については特別償却を今認めております。さうして大蔵省とも大分打合せました結果、大い

なほ昭和二十八年におきまして、従来は電源開発関係の工事についての特別償却を認めておつたのを、取りあへず道路、河川等にまで拡げてもらいました。そこで我々としては本法案が成立して、いよいよそのほかの工事にも広く機械類が活用されるということになれば、その機械化を促進するといふ見地に對する別の面の協力の一つとして、もつと特別償却の範囲を拡げる或いはその率をよくする、そういうことに努力して行きたいと思つております。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○田中一君 現在電源開発の償却はどのくらいの比率で認めておるのですか、特別償却費といふやつは……。

○説明員(宮内閣一君) はつきりはしてありませんが、普通ならば、例え十年で認めるものならば半分の五年にして、而も初年度においてその半分くらいまで一遍にやつてもよろしい、こういう途が開けておつたように覚えております。

○田中一君 無論抵当権の設定をしましても、これは資金化を図るためなんですよ。そうして一方その入札制度そのものが、今のうちに最低入札制度を持つておきますと、やはりダンピングが行われるわけですね。で、私が知つております或る会社は、もう一応の見込を立上りまして、先ず三十一一年乃至三十二年で以て電源開発その他の工事は終る。古物ばかり買つておるのだ、古物ばかり買つて、その年でも一回か二回で以て償却してしまふというふうな行き方をとつておるのです。又一方まあ十年続くといい見込の下に新品或いは外国製の機械を買つたり何かする会社もあるわけなんですね。そういうために指名入札そのものが非常な競争になつて来ているわけですね。これではたまらぬものだから、全部談合をやつておるのです。談合やらん会社は一つもないのです。どの工事でも談合をやつておるのです。話をやつておるのです。それでその場合適正なる利潤というものはどのくらいに考へておるのですか。機械化も結構なんです、結局これは相当の利潤が生れなければ借金も返せないことになるのですから、そうすると金融会社がその機械を背負い込んで仕方がないのです。それで現在のダムならダム、或いは河川工事なら河川工事で利潤というものをどのくらい見込んで考へら

れておるか。これはまあ建設業課長おられませんか……。

○説明員(宮内閣一君) その利潤という概念が少し私にはわからないのでございまして、利潤と申しますのは、普通は償却などを十分にしたその残りが利潤じゃないかと思つてございまして。そういう意味の、従つて例へば機械を使うということとは当然入札の削減になるわけでございます。従つてそのいわゆる生産コスト自体が低くなるので、それから得られる利潤というものはむしろ場合によつては入札を使うよりかは低減するということに、利潤としてにだから殖える場合もある。併し一方恐らくその機械を使用することが普及されれば、予定価格を組むほうも、今まで入札買ならばこれだけの労務費であつた、それが機械化すればこれだけということ、相当の削減をするようにもなるかと思つて。これがこの法案の狙ひの一つである工事費の削減ということに結び付いておるのです。而して参考までに申上げますれば、大体そういう必要経費、償却等を含んだ生産コスト全体を差引いた純粋の残りとしては、請負工事額に対して二乃至三割である、純利ですね。というのと大蔵省の統計或いは我々のほうの統計でも大体そういうところに落着いておられます。

○田中一君 この機械化すればコストが引下がるという考へ方ですね。そうすると機械を持つ前提の下に工事の入札をするわけですか。現在の行き方としては……。

う、この法案ができて、業者が我々が考へるがごとく、或いは発注者一般が考へるがごとく、大規模に機械化し得るかどうかは疑問なのでありまして、そういう点は日本の建設業全体に機械化能力がどの程度高まつておるかという一般の水準というものを見詰めて、そして個々の発注者は良識ある判断をされるのではなからうか、このように考へます。

○田中一君 もう一つ伺いたいのですが、若しこの業者が十人なら十人、十五人なら十五人組合を作つて、それで機械はその組合が持つ。そうしてそれをやはり登録をしまして、抵当権の設定をしておくということは認められるわけですか。

○説明員(宮内閣一君) 私がこの法案を作りますときに非常に考へた問題といたしましては、要するにこういうものを作つて、大企業者がこれを非常に利用して、中小企業者にはこれが行渡らなくならないか、この点を一番心配いたしましたのであります。そこで中小業者がこの法律の恩恵を受ける面は、或いは受けさせるためにはどうしたらよからうか、このように考へました結果、私どもとしては二つの方法が考へられるという結論に到達したのであります。

それは中小企業者の中でも相当資力のある中小企業者もおるわけですね。そういう中小企業者のうちの中の一部と言いますか、そういう方には成るべく個々に月賦販売のような形式でこの機械を入手させる、これはメーカーにも大分聞いて見ましたところ、そういう抵当権が設定されるならば、できれば五割、五割ができれば三、四割先に

金をもらへば機械を渡しても差支ない、こういうメーカーも相当ありまして、それからもう一つは、そういう個人ではとても月賦或いは分割払の方法でも入手しがたい人は、お説の通りこれはそういう地方の人々が協同組合を作るなり何なりというふうな形態で、要するにグループでお持ちになる。そうしてその組合員なりそういう方々が工事をするときに空いておれば有効に利用する。こうするならば地方の方々も十分助るのじやないだらうか。そう考へまして実は地方の協会長のような方々と数回に亘つて話し合ひをいたしました。その結果いづれの意見も、そういう工合にできるほうが非常に結構であるという御意見でありまして、最近では特に二、三の県では、この法案が成立した場合における地方業者の機械化の問題について具体的な対策を作りたいというので、業者同士でその小委員会のようなものを作つて具体的な運営を研究しておる、こういうところもあるやうであります。

○田中一君 融資の対象というものは、個人の信用というものが非常に強く反映すると思ふんですが、今言う組合なら組合を作れば、機械だけを動かす組合を作るということになるわけですが、そういうものと又数十億の借金をして、融資を受けて運営をするという会社との何か力関係が違つて来ると思うんですが、そういう場合には公平に行かれますか。抵当権設定だけでその信用の範囲だけで貸すのか、さもないや個人の持つておる大きな信用というものが基礎になるのか。

○政府委員(石破二郎君) この機械を抵当に入れて金を借りるという制度が

できまして、恐らく金融機関はそれだけを頼りにするものじやなからうと思ひます。勿論こういう会社によりましては、抵当があれば貸せるというところもありまして、抵当に入れても万一これが流れたときには困るというやうなことで、抵当に入れても金を貸さんというやうなところもありまして、やはりこれだけで解決する問題とは考へません。又こういうものを入れれば、工事をする場合にこれだけで大業者と対抗できるかどうかという点になりますと、これも又これだけで同一の条件があるとは思ひません。その他いろいろの条件が必要であると思ひます。ただこれもやはりあるに越したことはない、これだけははつきりしておると思ひます。

○田中一君 私が心配するのは、今の官房長の答弁でもわかるように、結局持てる者がやはり優先的に融資を受けることになると思ふのです。それを非常に心配するわけなんです、今言う現在の政府から出るところの公共事業は大体公入札制をとつておらない、指名入札制です。従つてその機械を持たなければ指名入札を受ける機会もないということになると、中小業者も無理をして機械を持たなければならぬ。先ほど課長が言つたように、機械を持つことを前提として指名入札をさせるということなら無理が来るわけですね。結局それは幾らかの足しにはなるかも知らんけれども、やはり信用のある大企業者にこの資金が流れて行くというやうな結果にはせんかと思つて心配するわけですが、そういう点はもう少し何かお考へになつて機会を均等に与

えられるような方法はないものでしょうか。

○政府委員(石破二郎君) 御心配の点はこれだけで万事が解決するというわけには参りませんけれども、これがないときに比べますと、特に中小業者なりその他協同組合的なことをやつておられる方々は大資本に対抗する能力が相当向上するということはつきり申上げられると思います。これだけで解決するとは考えられません。

これからの問題としては、これはもうひとり建設業界だけでなしに、国政全般の問題とも繋るわけでございます。大業者と中小業者をどうするかという問題として全般的に考へて行かなければならぬ問題であらうと思ひます。

○三浦康雄君 先ず今議題になつておる建設機械抵当法案です。これについては今出席の議員諸君の質疑が大体尽きたと思ひます。そこでまだこの席におられない方々が特に質疑をされる場合のことを考慮して、質疑を打切るときでは行きませんが、一先ずこれで質疑はこの際ここで打切つておいて、打ち切りと言ふかやめて、前払金保証事業法のほうに入つて頂きたいと思ひます、(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(深川タマエ君) 三浦委員の御提案のように取計らいますことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないやうでございますからさう決定いたします。

○委員長(深川タマエ君) 次は公共工事の前払金保証事業に関する法律の一

部を改正する法律案の残れる総括質問をお願いいたします。

○田中一君 今議題になりました保証事業の会社ですが、大体のこの決算はどうだったんですか、資料はありますか、けれども、大体に言つてどうなんですか。

○政府委員(石破二郎君) 三つ会社があるわけでございますが、昭和二十七年の秋に三社とも事業を開始いたしました、二十七年、二十八年年度の営業成績の概要を申し上げます、提出いたしております資料に詳しく出ておりますが、初年度、つまり昭和二十七年におきましては三社やはり相当の欠損をいたしまして二十八年度におきましては前年度の欠損を取返しまして、相当の配当できさうである、かように考へております。その原因は、初年度は年度半ば過ぎにできた関係上、保証金額が少かつたこと、設立の諸経費がかつたこと、又趣旨の徹底が十分でないために、保証金額が少かつた、こういうところに原因があつて赤が出たわけでございます。併し二十八年度におきましては趣旨も徹底し、営業も勿論更に予定いたしました以上以上に保証金額が殖えまして、つまり予想では、年間二百五十億くらいの見当で計算を立てて仕事をしておつたのが、三百数十億の保証額に上りましたために、前年度の赤字をカバーしてなお且つ相当の純益を上げたやうな状況であります。今日におきましては、それだけの資本額では、保証の申込にも応じ切れないやうな状況でございます、近く三社とも増資しようというやうなところまで行つております。

○田中一君 それで二十七年、二十八年年度に保証会社がかつた仕事がありましたか。

○政府委員(石破二郎君) 御質問は、保証の事故についての御質問と思ひますが、資料として差上げました中に、一括して差上げました資料の7というところをお開き頂きたいと思ひますが、昭和二十七年におきましては事故件数というものは全然なかつたのでありますが、二十八年度になりました、十五件の事故が起きました、この金額は一千七百数十万円に上つております、これを遅滞なく払わしております。

○田中一君 事故の原因は調べられたのですか。どういふことですか。結局ダンピングで請負金額が競争して安かつたということが大きな原因じゃないですか。

○政府委員(石破二郎君) この中で、原因はどういふことにあるかというお尋ねでございますが、請負金額が予定価格に比して非常に安かつたのではなかつたかという御指摘であります、そういうことに原因したのは一件もありません。この中には請負業者の当主が亡くなりまして、あとどうしても続けて行かれないというやうなものも続けて、その他いろいろ理由はあります、不当に安く取つたというところに原因があつて事故が起つたとは考へておりません。

○田中一君 どんな原因ですか、説明して下さい。

○説明員(宮内潤一君) この十五件の事故の分類をいたしますと、第一には、今官房長が御説明申上げました通り、主人公が亡くなりまして、あと適当な継承者がなかつたというのが一

件、それからもう一件は、全く今まで仕事をしたことのない土地へ進出して仕事をしたところが、そこは一たび雨が降れば一週間以上もトラック運搬が不可能になるというやうな極めて地理的條件の悪い所であつたのを、知らない土地であるためにそういうことを考へずに入札してしまつた。その結果が二進も三進も行かずに、この前払金全部を使い果してしまつたけれども仕事は完成できなかった。こういう例であります。

それから他の十三件は、大部分がその経理内容が非常に悪くて不渡手形を出したり、そのようなことで、あと資材なり人夫の供給がうまく行かずに仕事を完成できなかった、こういう例でございます。

○田中一君 今の立地条件が悪いために損をしたというところは、やはり予算より安い入札をしたということになるのじゃないですか。

○説明員(宮内潤一君) 私どもこの事故の原因については、いろいろな問題の解決に相当役立つデータが出ないかと思ひまして、広く研究いたしておるのでございますが、そのうち特に今田中先生から御質問のありました通り、予定価格対請負価格が安かつたのじやないかという点については、相当これも慎重に検討いたしましたし、我々が今計算いたしましたところでは、実はこの価格との関係は、非常にこれは件数が全体から見れば極く僅かなもので、的確な判断を下すことは不可能であります、大体平均いたしますとこれは九割前後の、いづれも予定価格に対して九割前後で落札し

ているというものがばかりでございます。

○田中一君 十五件の跡仕末はどうなりましたか。

○説明員(宮内潤一君) これはいづれも保証会社が損害を弁償いたしましたので、発注者はその金をまだ未完成工事のために業者に払つていない金に加えて、更にこれを入札に付したりそのほか適当な措置でいづれもあとには完成しているやうでございます。

○田中一君 たしかにこれは保証人が必要でしたね。

○説明員(宮内潤一君) 保証人という意味がわからないのですが……

○田中一君 借りる場合ですね。保証人を立てて保証してもらつたのじやないですか。

○政府委員(石破二郎君) 前払を四割受けるにつきては、保証会社の保証さえあればその他の保証は要らないので、お話の点は、恐らく前払とは別に、工事を請負いますときに工事の施工そのものを保証する保証人のことだろうと思ひますが、それは大体取つておるだらうと思ひます。先ほど申上げましたように、建設業課長から御説明いたしました通り、保証会社としては四割までの前払金につきてはきつていこの金は払つておるわけでありませんが、この工事を続けてやるという点につきましては、これは保証会社は関係ないわけでありまして、そのほうの処置は実はまだはつきりいたしておりませんけれども、或いは請負契約のときに工事を完成するための保証人を付けておきます場合にはそれにやらせるとか、或いはそれがうまく行かんやうな場合には更に別のものにやらせると

かというような、それ／＼適当な措置を講じたことと考えております。

○田中一君　そうするとその二件を除いた十三件というのは大体業態が悪い、いわゆる前払金を受けるための入札をしたというように断定してもいいわけなんです。前払金をもらつて、自分のほうの経営体の運転資金にしたというような、意識的な事故だつたというところも考えられるわけですか。

○政府委員(石破二郎君)　或いは中にそういうものがあるかも知れませんが、必ずしもそうとも言えない、ほかの原因で、全般的に経営がうまく行かなくなつたというところも、あるいは何かと思ひますけれども、どうもそこまでは余り突きとめておりません。

○田中一君　それは一番大事なことなんです。意識的に前払金をもらつて、自分の経営全体に潤滑的な資金を流し込むというような考え方があつたことを、この法案を作つたときから心配しておつたのです。そういう業者があることはなか／＼心配だといふ点を考えておつたのですが、今の御答弁だとそういうものもあるかも知れませんが、的確にはその内容をつかんでおらないということですか。

○政府委員(石破二郎君)　この保証会社を作り出すときに、保証料率をきめたりなどする際に、一体保証の総額に對してどのくらいの事故が起るものであらうかという点をいろいろ検討したものであります。そのときの大体の予想では一割前後の事故が起るのじやなかろうかと考えておつたわけでございますが、実際は非常にそれより、か、そのまあ何分の一という程度で、

予想より遙かに低い事故しか発生してないわけでありまして、まあ業界のことでありますからよくわかりませんが、御指摘の通り前払金を受けて会社の経営をまあ若干でも楽にしようなどというの中にはありまじやうし、或いは工事そのものをこの際無理をしてでも取つて、そして金融を築にしようというような会社もありまじやうし、それはいろいろあると思ひます。

併しそういうところをよく見極めて、発注者は工事の諸負人を選定すべきでなかろうか、かように考えております。まあ私も当初予想しておつたよりかなり事故件数が少いものですが、この制度ができたために特に悪用されているというふうには考えておりません。

○田中一君　この発注者別はわかりませんが、工事別はどのくらいの比率になつておりますか。例えば砂防工事とか電源開発工事とか、そういうものを比べて見ますと、鉄道であるとか建築……。

○説明員(宮内潤一君)　実は工事別につきましては私もさういふ細かい調査をいたしておりません。それで土木、建築、それから電気、こういうまあ大ざっぱな調査をいたしております。それは大体土木、建築が半々というところになつております。

○田中一君　それはあとでかまいませんけれども、それから業種別ですね。資本金がどのくらい、全国登録の分はどのくらい借りてゐる、それから地方登録の場合はどのくらいか、それから今の資本金がどのくらいか、それからか、それをこれに關係ない資料があつたら作つて見て下さい。

○説明員(宮内潤一君)　只今の例えば資本金一億円の会社がどの程度の仕事、どのくらいの前払金を受けているか。そういう調査は毎月十五日までに私どものほうに報告をもらうことになつておりますので、二、三日中、お休みも続くようですからすぐお出しできると思ひます。

○田中一君　休みだから皆さんも困るでしょうから、休みが明けてからでもかまいませんから……。

○三浦正雄君　この公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案、これについても只今出席の委員の皆さんの質疑は一応尽きたと思ひます。ただ先ほどの機械抵当法について申し上げたように、この席におらない人で特に質問をしたいという人に一応の余地を残す意味において、質疑打ち切りとは言えないで、一先出席の人がたの質疑は打ち切るように計らつたらどうかと思ひますが……。

○赤木正雄君　私三浦さんの御提案結構ですが、この両法案について討論のときにお話してもいいのですが、むしろ今の場合ちよつとお聞きしたほうがいいかも知れませんから、皆さんの御了承を得て、よろしくございませうか……。

私は今この二つの法案をずつと考えてみますと、非常に業者を一面から保護しているような法案のように見えます。これは業者を保護することは結構であります。が、やもすれば建設省と業者と余り密接な關係に持つて行きますと、その間に變なことがあつてはとんでもないことだと私は思ひます。その観点から、建設省がいろいろ事業をなさる場合において業者から受ていろ／＼の名目で或いは補助でも受

けておられるようなことはあります。か、無論ないと思ひますが、この点を是非はつきりしておきたいと思ひます。

又もう一つは、殊にこれはあらゆる人が業者のほうに入つて仕事をなさるのは結構であります。その観点から、建設省は人事のほうでも非常に関係して下さるから、なおその点をはつきりしておきたいと思ひます。

○政府委員(南好雄君)　お答え申し上げます。御審議を願つております二つの法案が建設業界に對して相當の保護になるものだと、こういう赤木委員のお話でございますが、建設省は建設業の健全な発達というのについては絶えず留意をいたしておまして、その健全な発展につきましてはできるだけ建設省として尽力をしなければならん立場におかれております。そういう意味合いにおいて御審議を願つております二つの法案が、業界の発展のためにプラスになれば、非常に私たちがたいそうなわけでありまして、併し現在建設省といたしましては業界の健全な発展にできるだけの努力はいたしておりますが、と言ひまして建設業界と建設省が特別の關係に踏み込んだりすることは厳に戒めております。従つて業界から積極的な援助を受けるというようなことは絶対にやつておりません。これはお調べ下さいますれば十分御理解願ひすると思ひます。

なおおたぐさんの技術者も建設省としておりますので、これらの方がやめられて業界に入られることはこれは間々ございます。併しさうかと言ひまして、その方々が仕事をやる上において

入るところと特別な關係を結んだり、或いは入るところに對して特別の保護をするというふうな実例も今までのところは殆んど見受けておりません。本人の持つておきます技術の経験というようなものを業界が買つて頂いて、そういうところに入られた方があるんだらうと、こういうふうな考えでございまして、御承知の通りすべて業界の仕事をしていただきますから、特別な札の形をとつていただきますから、特別な業者を保護するということとは、御心配のようないふことはなからうと、こういうふうな考えでございませうか。

○赤木正雄君　今の政務次官の御答弁で私の業界と建設省の間における不明瞭な点がはつきりいたしましたので、この点について質問いたしません。質問を打ち切ります。

○石川榮一君　先ほど三浦委員からの発言がありました。私もこの際三浦委員の発言のように、この両案の質疑は、一部まだ出席者がありませんが、それは残すとして、ここに出席しておる者は一応この質疑は終つたというふうに了承を得たいと思ひます。木村委員の御出席を願ひたいと思ひまして連絡をとつたのですが、今朝家を出られて登院されたはずだといふので、数回院内を調べておりますが見当りません。それから左派の小笠原君と近藤君、小林君は三人とも帰郷なさつておつたらしい方ないと思ひますが、前回の理事会に小笠原君が御出席になりました。この法案自体については我が党では大体腹をきめておるといふ、

要するにこれを通すという意思表示をなすつておるので、特にないからあとで問題が起るとは考えられない、そういう観点から木村委員はもう少し待てば見当ると思ひますが、この際休憩をして頂きます、一時から再開するまでの間に木村委員の出席を求め、同時に午後副総理にも一応来てもらいまして、そして今日、今かかつております法案の討論採決を進めて行きたいと思ひますが、さうに一つお取計らいをお願いします。

○委員長(深川タマエ君) 石川委員御提案の通り取運びますことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川タマエ君) 異議ないものと認めます。暫時休憩いたし、一時に再開いたします。

午後零時七分休憩

午後一時四十七分開会

○委員長(深川タマエ君) 只今より建設委員会を開会いたします。

先ず建設機械抵当法案を議題といたします。御質疑がございましたら御質疑願ひます。

○田中一君 頂いた資料の二十九年年度における建設機械購入資金についてという資料がありますが、大体開発銀行から融資を受けたというふうな金額、この法律が通過後この額と、同時に大蔵省並びに開銀当局と今まで十分に話合つて、このくらしいものがあればよからうというふうな話合ができたかどうか。できておるならばその額がどのくらいになつておるか、伺ひたいのです。

○政府委員(石破二郎君) お答えいたします。二十九年年度における開発銀行の総貸付の資金の枠といたしましては大体六百数十億円が予定されておると承知いたしておりますが、この具体的貸付計画と申しますか、融資の計画はまだはつきりきまつていないように聞いております。で建設業界におきましても、建設機械購入資金の借入につきましても、この抵当法案あるなしにかかわらず、開発銀行等から融資を受けたという希望はかね／＼あつた次第であります。ただ只今申し上げましたようにこの使用の方法はきまつてないわけですが、ただ今日まで折衝したところによりますと、総体の資金の枠も前年に比べて非常に少なくなつておるわけでございますし、にもかかわらず重要産業部門に相当多額の貸付けの希望があるという状況だそうでありまして、我々の理想といたしましては、できるだけ建設機械にもさういう開発銀行の融資があることを望むわけでございますけれども、なか／＼困難じやないかろうかと、かように考へております。尤もこの制度ができましたら建設機械購入資金は開発銀行だけに頼つておるわけではございませんで、長期金融をやつております興業銀行でありますとか或いは一般の市中銀行等からの資金の融通を期待いたしておるわけでございますが、これらにつきましても具体的にどの程度借りられるものか、その辺の見通しはまだ立つていない状況でございます。

○田中一君 自己資金並びに市中銀行から借入れをするならば、これは中小業者には結局金が廻らんことになるんです。そこで近く建設機械抵当法案が成立した場合には政府部内の折衝でできるのです。少くとも開銀からの基礎的な資金というものの融資計画が立たなければ、この法案は単なる大業者の擁護にとどまる。従つて中小業者に対する公平な資金の配分、融資の配分というものがなくなるのではないかと思ひます。その点は法律の成立後政府としては十分に努力して、開銀の融資を相当大幅に融通される途を開こうというつもりでおるのですか。今の官房長の説明を聞くと、開銀からの融資は困難であろう、そのような前提の下にこの法案を提出したのか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(石破二郎君) 我々としてはこういう制度もできるわけでございますので、開発銀行から特別に融資して、従来融資していなかつた建設部内に融資を受けることにつきまして今後いろいろ努力して行かなければならぬ、かように考へておりますが、その他の例えて申しますと中小業者のためには、御承知の中小企業金融公庫もありまして、すでに建設業者に対しては中小企業金融公庫から貸出しているような状況でございます。こういう制度ができますれば、そつちの部門からも金が借りられるような努力を建設省といたしまして十分いたしたい、かように考へております。開発銀行につきましては実は全然希望がないと申上げたものではございませんで、まだきまつておりませんし、見通しとしてはなか／＼むずかしいと思ひますけれども、できる限りの努力をいたしたい、かように考へております。

○田中一君 もう一点、公共工事の前面保証制度がありますが、これで例へば三地域ぐらゐで機械を貸与融通する組合でも作つて、さうしてその組合がそのような機械を保有して前払金を受ける工事、せめてその工事だけでも優先的な融資をするというふうな考え方はお持ちでないのですか。

○説明員(宮内潤一君) 我が国の建設工事の機械促進のためにいろいろ方法が考へられております。そのうち今田中先生のお話のありましたような貸貸会社みたいなものを、組合みたいなものを考へて作つてやることも一つの有力な方法だと考へます。中央建設業審議会がこの問題を討議したときにも、さういふ案も相当出たのであります。が、ただ現在御承知の通り東京に国土開発という同じ貸貸会社があつてやつておるのですが、どうも貸貸料がとか高いというふうな批判もあるような状況でございます。それで各地域にこういうものを作つたらどうかというところでございますが、やはり作るならばさういふ三地域ぐらゐでは駄目なんです、各ブロックごとに作つて、その機械の効率的利用という意味で非常に問題があるのじやないか、こういう御意見であります。併しいずれにしても将来は大企業者は別として、中小企業に對するためにはさういふふうな制度を育成してこれを発展せしめることが望ましいと思つておりますが、今後一有力者の方々と相談をして、具体的な会社設立の方法を考へてみたい、このように考へております。

○田中一君 副総理にお忙しいところをこちらにお越し願つて甚だ恐縮でございますが、前回の住宅金融公庫法の一部を改正するときにも申しましたように、主管大臣がおられないこの当委員

会におきまして又重要な法案の採決をする段階に至つたのであります。そこで、戸塚建設大臣は病状はどのようなであつて……、まだ重要な法案が残つております。この採決に際しまして出席ができないものか、或いはできるような状態に立至るものか、この点のお見通しを先ず伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 今お述べになりましたように、この前私がここに出席の要求がありまして、参つたときも、建設大臣が病中で長く出て来ないために議事の進行上非常に不都合がある。これは誠に御尤なこと、政府でも痛心いたしているものであります。が、今建設大臣を解くまでのどうも決心がつかない、と申しますのは、ずっとあれ以来よかつたのであります。が、實際率直に申しますと、最近体を動かしたためか知りませんが、少しくなおります。この法案の御審議中にはどうも出席がむづかしいのではないかと懸念を持つております。大臣も非常に心配をしておりますが、大臣の意向は南政務次官に始終固断なく連絡しておりますので、これはもう政府のほうから平にお願いせんなんのであります。が、もう少しの間今の状態で審議をお進め願えるようにできるならば仕合せであります。病氣はやはり腎盂炎で、多少体が弱つておりました、少し重いような気がいたします。

○田中一君 当委員会においても又衆議院におきましても、相当政府の考へておる重要法案が残つておるようによえられます。政府としては、会期の延長を考へておられるかどうか。或いは相当休みが続くものですか、その間も国会を開いて質疑を續けて、会期中

の答弁でありましたが、そうしてなお且つたしか資本金の二十倍と考えておりましたけれども、その保証額が少

よりなお考へようでありますけれども、これは株の募集にいたしましたも、相当な大幅な利益が得られるようになりまして、又意識的な金融機関その他のほうからの相当の申込があり、且つこの会社を独占するような形ものが生れることを非常に懸念するわけですから、従いましてそういう点につきましても、無論業者だけの力では到底この会社の増資などは考えられんと思ひます。従つて金融機関並びにこれに準ずる火災保険等々から融資が来ると思ひますけれども、その際におきましても十分偏つたことのない資本形態を以て措置されることを希望いたしましたして本案件に賛成いたします。

○委員長(深川タマエ君) 他に御発言はございませんか。他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(深川タマエ君) 御異議ないと認めます。
それではこれより採決に入ります。公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(深川タマエ君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決されました。
なお本会議における委員長長の口頭報告の内容等事後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(深川タマエ君) 御異議ないと認めます。

次に本案を可とされた方は、例によりまして順次御署名をお願いします。
多数意見者署名
石坂 豊一 三浦 辰雄
田中 一 赤木 正雄
小澤久太郎 石井 桂
島津 忠彦 石川 榮一

○委員長(深川タマエ君) 次に、建設省関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。本案について御質疑がございましたら御質疑願ひます。
○田中一君 本案につきましては質疑を終了し、討論を省略して、採決せられんことを希望いたします。
○石川榮一君 田中委員の提案に賛成いたします。

○委員長(深川タマエ君) 田中委員の御提案の通り、質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に入ることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(深川タマエ君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

建設省関係法令の整理に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(深川タマエ君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決されました。
なお本会議における委員長長の口頭報告の内容等事後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(深川タマエ君) 御異議ないと認めます。

次に本案を可とされた方は、例によりまして順次御署名をお願いします。
多数意見者署名
石坂 豊一 三浦 辰雄
田中 一 赤木 正雄
小澤久太郎 石井 桂
島津 忠彦 石川 榮一

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(深川タマエ君) 速記を始め下さい。

今日はこれにて散会いたします。
午後二時十九分散会

四月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、建設省関係法令の整理に関する法律案(予備審査のための付託は四月二十日)